医療DXの取り組みについて

電子的歯科診療情報連携体制整備加算（２）の算定について

令和8年6月1日（月）より算定開始

当院は、患者さまの診療情報をデジタルで安全に連携・活用し、より質の高い医療をご提供するため、「電子的歯科診療情報連携体制整備加算（２）」の施設基準を取得し、令和8年6月1日より算定を開始いたします。

電子的歯科診療情報連携体制整備の内容

本加算は、患者さまの診療情報・薬剤情報等をデジタルで連携・活用できる体制を整備した医療機関に対して算定されるものです。初診時および再診時に、月1回算定いたします。

加算の区分	電子的歯科診療情報連携体制整備加算（２）
初診時	4点（月1回）
再診時	2点（月1回）
算定開始日	令和8年6月1日（月）

当院が整備している体制（電子的歯科診療情報連携体制整備加算（２））

地方厚生局に届け出た施設基準として、以下の体制を整えています。

✓	電子情報処理組織（レセプトオンライン請求）を導入しています
✓	診療報酬の明細書を無料で発行しています
✓	オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を、診察室で閲覧・活用できる体制を整えています
✓	マイナポータルの医療情報等に基づく、健康管理に関するご相談に応じる体制を整えています
✓	マイナ保険証の利用率が30%以上となっています

患者さまへのお願い

より安全・安心な医療をご提供するため、受付時にはマイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。マイナ保険証をご利用いただくことで、他の医療機関での受診情報や薬剤情報を診療に活かすことができます。

マイナ保険証をお持ちでない場合は、従来の健康保険証もご利用いただけます。ご不明な点は受付スタッフまでお気軽にお尋ねください。